

焼津市農業委員会 9 月総会議事録

1 日時

令和 3 年 9 月 15 日(水)午後 2 時 ~ 午後 2 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁 603 号室

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	×	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	×
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	×	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	×	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	椋村 輝夫	○	19	山下 早苗	×
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	×			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山比呂 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>10 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 2 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。7 番村田忠夫委員、12 番栢村輝夫委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 3 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 3 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 3 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 3 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 7 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号番号 7 を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、下小杉コミュニティー防災センターより北東へ約 500m に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>譲受人は土建業と農業を営んでおり、これから農業に力を入れていきたいということで、今回農地を取得したいそうです。後継者の問題、農機具保有状況等、特に問題が見当たらないため、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号7は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号10を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号10を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中里の農地370㎡について、貸駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地近隣にて父親が所有していた貸店舗(喫茶店)敷地が県道の拡幅事業により、駐車場部分が収用されたため、静岡県と焼津市の担当課と協議のうえ、申請地部分を急遽造成して駐車場として利用しておりました。この度、農地法の手続きがされていなかったため、当該地を貸駐車場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、JA大井川農協東益津支店から南西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は畑、西側は雑種地(資材置場)、南側は水路及び道路、北側は畑であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>この案件は数年前からこのような造成済みの状態になっています。</p> <p>現状復旧は困難であり、始末書の提出もありますし、周辺も申請者本人所有の農地であり影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号10を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号10を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第4号、農地法第5条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第3号、番号6及び議案第4号、番号27について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第3号、番号6及び議案第4号、番号27を朗読後、説明】</p> <p>本件は、策牛の農地865㎡について、当初計画者が昭和60年3月20日付けで農地法第5条の許可をとり工場敷地として計画していましたが、約20年ほど前に景気動向による業務縮小により、焼津工場を閉鎖したため現在まで土地の管理のみを行ってきました。しかし、当該地については今後利用することはありませんので、隣接所有者である有限会社ヨヤマ建工株式会社に譲渡したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>承継者(しょうけいしゃ)においては、機械の修理業を営む法人であり、昨今は、船舶の油圧関係等の修理を行っています。主な営業形態は得意先への出張修理ですが、今後は預り修理も視野に入れて業務拡大を図るため、車両及び船舶の保管置場を確保したいと考えて工場敷地を拡張したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津病院から南東へ約300mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は宅地及び雑種地、南側は道路及び水路、北側は水路であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>詳細は事務局の説明の通りであります。</p> <p>当初計画者が工場敷地として計画していたものを、機械修理業を営む承継者が船舶の保管場所として、工場敷地の拡張をするために申請に及んだものです。</p> <p>現地確認の結果、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号6を承認し、議案第4号、番号27を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号6を承認し、議案第4号、番号27は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号26について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号26を朗読後、説明】</p> <p>本件は、小土の農地786㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であり</p>

	<p>ます。</p> <p>申請人は、焼津市五ヶ堀之内で建設業(土木工事業)を営む法人です。現在、申請者が使用する事業用車両は、事務所前や従業員自宅駐車場に保管しておりましたが、業績好調に伴う車両台数の増加と業務拡大も視野に入れて早急な駐車場の確保を余儀なくされており、申請地は事業所より近距離にあることや国道 150 号線へのアクセスも良いため、当該地を駐車場敷地として確保したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市総合体育館ソカールームより南東へ約 200m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は水路、北側は水路及び道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは豊田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2 番	<p>詳細は先ほどの事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請地は焼津総合体育館付近の農地です。現地調査したところ申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は水路、北側は水路であります。</p> <p>申請地は第 3 種農地であり、周辺の農地への影響も軽微であることから、地区審査及び現地調査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 26 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 4 号、番号 26 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、番号 28 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 4 号、番号 28 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上新田の農地 101 m²について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する店舗併用住宅でクリーニング店を営んでおります。現在は、道路を挟んだ西側の借地を駐車場として使用しておりますが、申請地を駐車場として転用することで洗濯物の積み下ろしが便利になることから、当該申請地を買受けてクリーニング店専用の駐車場敷地として利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川グラウンドより北西へ約 500m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び北側は宅地、西側及び南側は道路であります。</p>

	<p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>詳細は先ほどの事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請人はクリーニング店を営んでおりますが、現在の駐車場は店舗から道を挟んだ向かいにありまして、利用者が荷物の積み下ろしと運搬に不便をきたしておりました。</p> <p>店舗に隣接した申請地を駐車場として転用することで、利用者の利便性が増すことから本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側及び北側は宅地、西側及び南側は道路であります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であることから、地区審査及び現地調査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号28を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号28は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第5号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る村松達雄委員、八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員と八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年9月総会を閉会します。</p>

